

第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成27年12月16日に開催された「第14回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

1 報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

(2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料2**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料2**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 高裁でも勝訴した事件番号 NO.2 について、信義則違反ではないことの理由として、訴訟の相手方に経済力があることも掲げられているが、NO.2 の個別事情であることが気になった。NO.1 及び NO.3 の相手方となっておられる方に資力はあるのか。

→（事務局）NO.2 の方は、提出した証拠資料から資力も認定されたようである。

NO.1 及び NO.3 の方も同様に第一審から収入状況がわかる訴訟資料を提出している。

仮に資力がないとすれば、免除になる可能性が高いと考えている。

2 審議事項

(1) 法的措置着手基準の見直しについて **資料3**

第5回監理委員会（平成23年6月開催）において、「着手基準を滞納額50万円以上とする。ただし、初めての訴訟等であることに鑑み、当面の間、滞納額100万円以上とする。なお、着手基準は今後の裁判手続の進捗状況を踏まえ、見直すこととする。」と定められている。

今回、裁判で本市の主張が認められている等の情勢の変化に伴い、着手基準額を当面の100万円以上から原則の50万円以上に戻すことを提案するとともに、新たに時効による消滅を回避するため、1年以内に消滅時効を迎える債権を滞納している場合も法的措置着手基準とすることについて、委員会として承認された。

なお、上記以外の現行基準（資力調査、裁判手続の相手方の確認、法的措置通知書の送付時期など）の変更はしない旨の説明を行った。

また、委員から、次のとおり意見が出された。

- ・ 今回の見直しの位置づけがはっきりしない。第5回監理委員会の際に決定された内容の修正なのか、それとも新たな制度の策定なのか。

→（事務局）法的措置着手基準の滞納額基準を100万円以上から第5回で予定していた50万円以上に戻すことは、第5回監理委員会の決定事項の修正である。

時効の基準については、新たな制度の策定である。

- ・ 今回の見直しは、第5回監理委員会の際に決定した「訴訟基準を滞納額50万円以上とするが、当面の間、基準額の2倍以上と著しく多い滞納金額である100万円以上の者とする」との法的措置着手基準のうち、「当面の間」というのがいつまでなのかという問題だと捉えており、今がその終期であると認識している。

→（事務局）3件の訴訟は、平成28年中には確定すると見込んでいる。第5回監理委員会から5年が経過することになり、また京都市債権管理条例（仮称）も制定される予定であるため、公平性の観点からも、平成29年度から法的措置着手基準も新たな段階に進めていくべきと考えている。

- ・ 上記意見を受けて、事務局として要件を修正する予定はあるか。要件としては明確に記載されていると考えており、これについて委員から意見がなければ承認するをしたい。

→（事務局）要件を修正する予定はない。

(2) 特別な事情による返還猶予制度の見直しについて **資料4**

ア 審議内容

履行期限までに返還手続が行えなかったことについて、やむを得ない事情があると認められる場合に適用する特別な事情による返還猶予制度については、平成21年度の制度変更から6年以上が経過し、導入当初とは事情も変化していることから、現状に合わせて猶予を認める類型を廃止、修正、追加することについて、**資料4**に基づき事務局から説明した。

【参考】

（廃止する類型）

- ・ A-1 検討時間が短かった場合
- ・ A-2 家庭等の事情により対応が困難であった場合
- ・ B 重大な誤解をしていた場合

※ ただしA-2については、類型としては廃止するが、考慮すべき背景として残す。

（修正する類型）

- ・ C 連絡対象者でない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思を示した場合
→ 従前の連絡対象者が応じない場合に、それを知らない借受者本人が連絡対象者の意思とは異なり手続に応じる場合

（追加する類型）

- D 連絡対象者の死亡等に伴う借受者本人による手続の開始

イ 委員からの意見

- ・ 今回の見直しでは、従来猶予を認めてきた類型を一部廃止し、新たな類型を追加するということであるが、従来の類型を残しておくという考えはなかったか。従来の類型を廃止することで、不利益を被る方が生じるのではないか。

→（事務局）制度の見直しを検討する中で、1,404人の借受者に対しては、基本的に説明が終わっているので、従来の類型を適用しなければならない人はいないと考えている。

ただ、万が一、適用すべき事例がある場合を考慮し、経過措置として、平成２７返還年度が終了する平成２８年９月末までは、従来の制度と並存して適用したいと提案した。

御指摘のとおり、今後、従来の背景や類型を廃止しても問題ないかを精査し、状況を見ながら、改めて平成２８年１１月頃開催予定の監理委員会に対し、従来の類型を廃止するかをお諮りさせていただく。

ウ 審議結果

委員から従来の類型及び背景を一部廃止することについての意見が出されたことを踏まえ、上記意見を議事録に記載するとともに、今後、借受者に対する特別猶予適用の可能性の有無を精査のうえ、経過措置期間終了後も残置した方がよいと判断される場合には、平成２８年１１月頃開催予定の監理委員会において、審議事項として改めて類型Ａ及び類型Ｂの存続についてお諮りし、残置する必要性がないと判断される場合には、同監理委員会においてその旨を理由と併せて報告することとするを前提に、提案内容について承認された。

(3) 履行期限延長における再判定時の特例的な取り扱いについて **資料５**

履行期限延長の適用に当たっては、５年ごとに本人世帯の証明書類に基づく所得審査を行い、履行期限延長を更新するかどうかを判断しているが、継続して保証人が返還している場合で、更新時に本人世帯の証明書類を提出できないことにつきやむを得ない事情がある場合、例外的に保証人世帯を所得判定世帯として認めることについて、事務局から**資料５**に基づき報告し、委員会として承認された。